

J R 東 船 橋 駅 周 辺 地 区 地 区 計 画 運 用 方 針

決 定 平 成 1 2 年 3 月 2 8 日 (市 告 示 第 5 1 号)

船 橋 市

船橋都市計画 J R 東船橋駅周辺地区地区計画

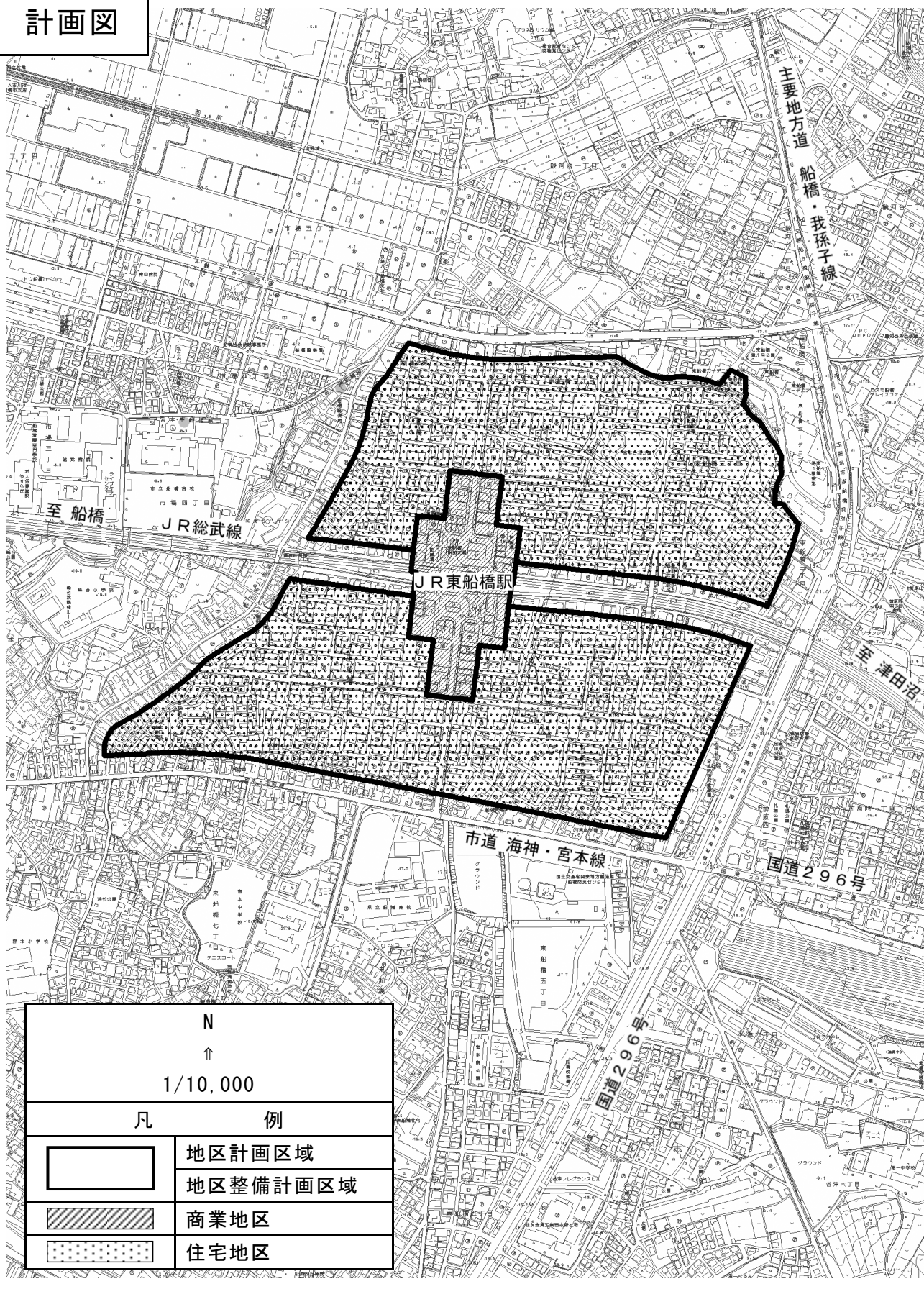
	名称	J R 東船橋駅周辺地区地区計画
	位置	船橋市東船橋 1 丁目、東船橋 2 丁目、東船橋 3 丁目及び東船橋 4 丁目の各一部の区域
	面積	約 4 9 . 1 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、J R 総武線東船橋駅の南北に位置し、また、主要地方道船橋・我孫子線や市道海神・宮本線等の幹線道路網に囲まれていることなど優れた交通利便性を有しており、地区の大部分では土地区画整理事業により都市基盤施設が整備され、住宅を中心とした市街地が形成されつつある。</p> <p>一方、駅前であるにもかかわらず日常的に利用できるような最寄り店舗がほとんど立地していないことから、商業機能等の不足への対策と住宅市街地としての良好な生活環境づくりが本地区の課題となっている。</p> <p>したがって、地区計画を導入し、土地区画整理事業の事業効果の維持と無秩序な市街化を抑制するとともに、J R 東船橋駅を中心とした日常生活における拠点機能の充実と、地域の環境に配慮した快適で良好な住宅市街地の形成と保持を図ることを目標とする。</p>
	その他当該区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>【土地利用の方針】</p> <p>J R 東船橋駅の南北両方の駅前を中心として、地域の新しい生活拠点となる駅前商店街の育成を図るとともに、交通の利便性と良好な環境を兼ね備えた住宅地を形成し、商業地と住宅地のバランスある発展を図るため、地区を二区分し、各地区における土地利用の方針を以下のように定める。</p> <p>〔商業地区〕 最も交通利便性の高い立地条件を持った J R 東船橋駅の周辺地区に「商業地区」を配置し、土地の有効利用の促進と地域住民が日常的に買物のできる商店街の形成を図る。</p> <p>〔住宅地区〕 既存の住宅地との環境調和に配慮しつつ、より質の高い住宅供給を誘導することにより、落ち着きと潤いのある住宅市街地の形成を図る。</p> <p>【建築物等の整備の方針】</p> <p>本地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、各地区における建築物等の整備の方針を以下のように定める。</p> <p>なお、両地区ともに、建築物及び屋外広告物等にあっては美観風致の維持を図るものとし、その色彩は原色の使用を控え、落ち着きのある色調とすることにより周辺の街並みとの調和に努めるとともに、道路に面してかき又はさくを設置する場合は、緑豊かな生活環境の創出や潤いのある街並みの形成並びに災害に強い街づくりに資する構造とする。</p> <p>〔商業地区〕 ①地域住民が日常かつ身近に買い物ができる最寄り商店街の形成を誘導するため、商店街に無関係な建築物や街の雰囲気悪くする建築物については、その用途を制限する。 ②良好な商業・業務地としての市街地形成を図るため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。 ③周辺の住宅地との相隣関係を考慮し、また整然とした駅前景観を創出するため、建築物等の高さの最高限度を定める。 ④駅前広場や駅前通り沿いの建築物の歩道に面する 1 階部分については道路境界線から少し下げた位置に配置するとともに、かき又はさくは設けないこととし、買い物や歩行のしやすい、ゆとりの空間の創出に努める。</p> <p>〔住宅地区〕 ①都市基盤施設の整備状況に応じて、容積率の最高限度を定める。 ②密集した住宅地の発生並びに居住環境の悪化を招く敷地の細分化を防止するため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。</p>



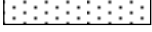
◎ 方針の区域及び地区整備計画の区域は、計画図のとおり。

地区の区分	地区の名称	商業地区	住宅地区
	地区の面積	約4.4ha	約44.7ha
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物等は建築してはならない。	
		1. マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの。 2. 自動車教習所。 3. 倉庫業を営む倉庫。 4. 15㎡を超える畜舎。 5. 工場。ただし、パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので、作業場の床面積が50㎡以内のものは除く。 6. 火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵又は処理に供するもの。 7. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号、第3号、及び同条第6項第2号又は第4号から第6号に規定する営業を営む施設。 8. 駅前広場又は幅員14m以上の道路に接する敷地にある建築物の1階部分のうち、当該道路に面する部分で住宅、共同住宅、寄宿舎、又は下宿の用に供するもの。ただし、上階の住宅等への出入口、階段に供する部分を除く。	
	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	次の各号に掲げる敷地の建築物にあっては、10分の10とする。 1. 宮本台土地地区画整理事業によって築造された道路に接していない敷地。 2. 建築基準法第42条第1項第1号に該当する幅員6m以上の道路に接していない敷地。	
	建築物の敷地面積の最低限度	100㎡	135㎡
		ただし、市長が公共公益上必要でやむを得ないと認めて許可した場合は、この限りではない。	
建築物等の高さの最高限度	18m以下かつ地階を除く階数5階以下	—	
かき又はさくの構造の制限	道路境界線に面してかき又はさくを設ける場合は、原則として生垣、透視可能なフェンス又はこれに類する構造とし、ブロック又はこれに類する構造のものは設置してはならない。 ただし、フェンス等の基礎で高さが1.0m以下のもの、あるいは門柱又はこれに類するものにはあつては、この限りではない。		

J R 東船橋駅周辺地区地区計画

計画図



N ↑ 1/10,000	
凡 例	
	地区計画区域 地区整備計画区域
	商業地区
	住宅地区

J R 東船橋駅周辺地区地区計画運用方針

この運用方針は、J R 東船橋駅周辺地区地区計画を受け、その運用方法について詳説したものです。

1. 建築物等の用途の制限（商業地区のみ）

本地区における用途地域は近隣商業地域が指定されていますが、良好な市街地環境の維持、形成を図るため、用途地域による制限の他に次に掲げる用途の建築物は建築することはできません。

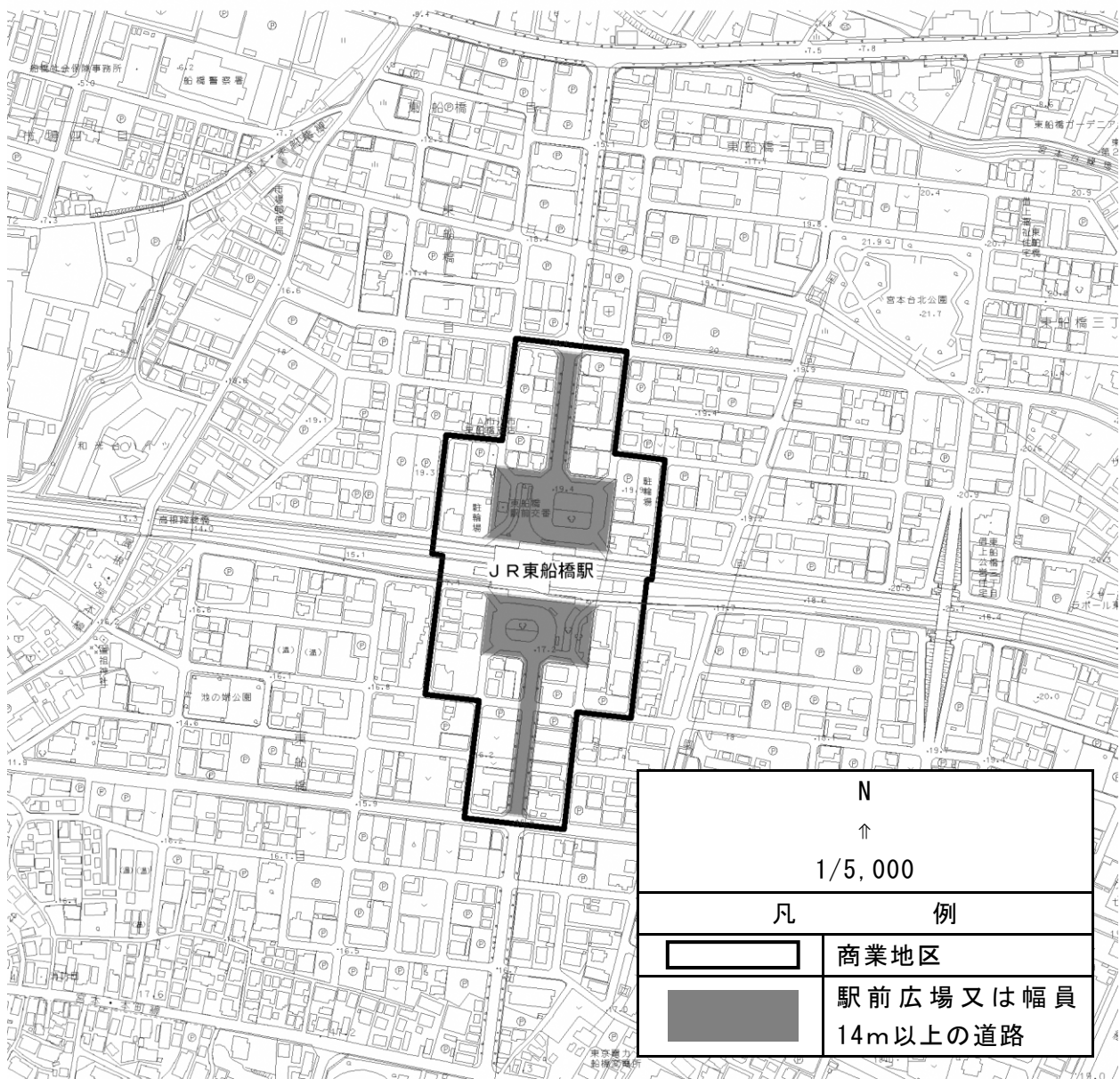
- (1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律〔昭和23年法律第122号〕第2条第1項第4号及び第5号に規定する風俗営業を営む施設〔スロットマシン、テレビゲーム機等の遊戯施設を備えた施設〕）
- (2) 自動車教習所
- (3) 倉庫業を営む倉庫
- (4) 15㎡を超える畜舎
- (5) 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、その他これらに類するもので、作業場の床面積が50㎡以内のものを除く）
※ 第二種中高層住居専用地域内において建築することができる工場（原動機の出
力制限はなし）は建築することができます。
- (6) 火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵又は処理に供するもの。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号若しくは第3号又は同条第6項第2号若しくは第4号から第6号までに規定する営業を営む施設（低照度飲食店、区画席飲食店又は店舗型風俗特殊営業〔個室マッサージ、ラブホテル、レンタルルーム、アダルトショップ、アダルトビデオレンタル店等〕を営む施設）
- (8) 駅前広場又は幅員14m以上の道路に接する敷地にある建築物の1階部分のうち、駅前広場又は当該道路に面する部分で住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供するもの（上階の住宅等への出入口又は階段に供する部分を除く。）

※ 適用の除外について

- ・本地区計画の都市計画決定告示日（以下「基準時」という。）において、現に存する建築物、又は現に建築、修繕もしくは模様替えの工事中の建築物で、用途の制限に適合しない建築物（以下「用途の既存不適格建築物」という。）については、当該規定は適用されません。
- ・用途の既存不適格建築物について、一定の範囲内で増築もしくは改築する場合、又は大規模の修繕もしくは大規模の模様替えをする場合についても当該規定は適用されません。

[基準時]：平成12年 3月28日

※ (8)の「駅前広場又は幅員14m以上の道路」とは、下図に示した部分です。

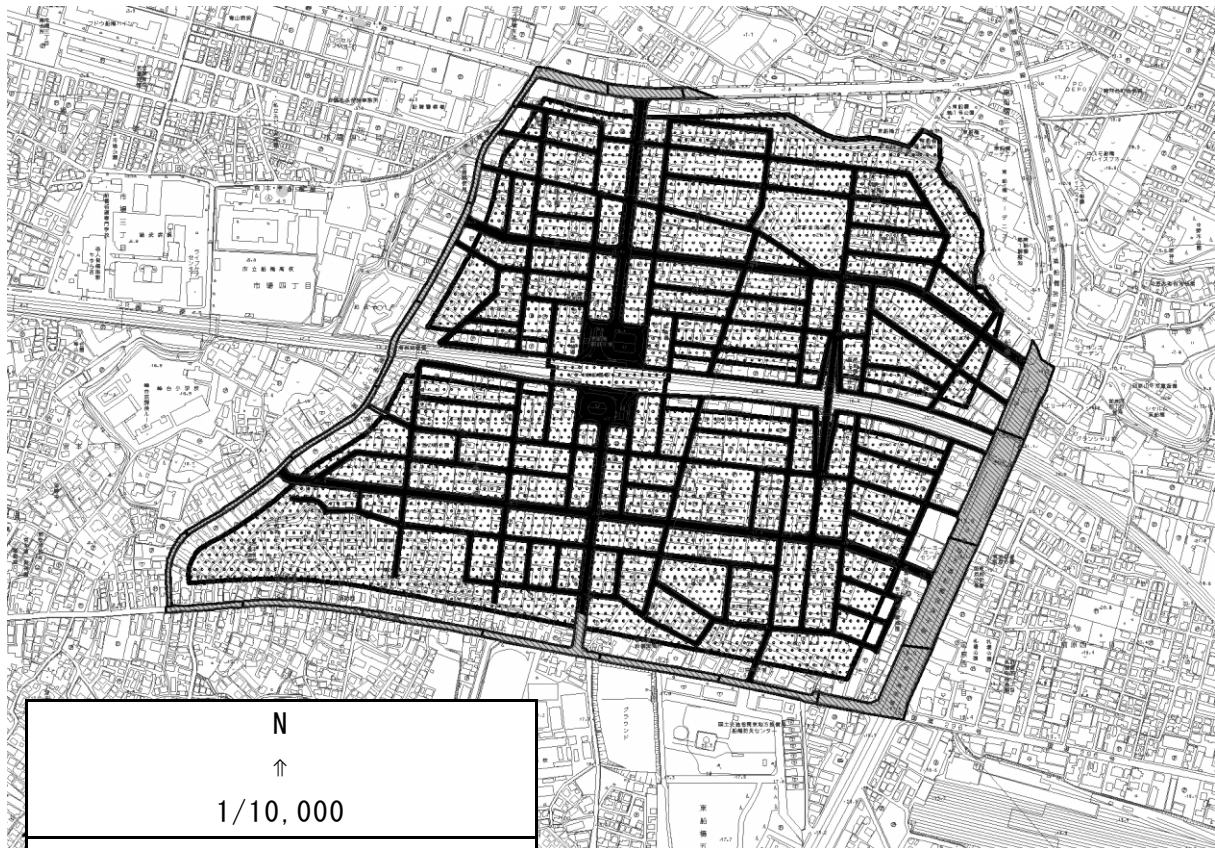


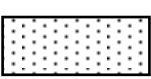
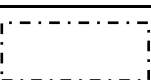

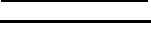
2. 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合（以下「容積率」という。）の最高限度（住宅地区のみ）

住宅地区における用途地域は第一種低層住居専用地域（建ぺい率50%、容積率150%）が指定されていますが、密集市街地の形成による住環境の悪化により、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がでるのを防止するため、次に掲げる敷地における容積率の最高限度は100%となります。

- (1) 宮本台土地区画整理事業によって築造された道路に接していない敷地。
かつ、
(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第1号（国道、県道、市道）に該当する幅員6m以上の道路に接していない敷地。

※ 上記(1)の〔宮本台土地区画整理事業によって築造された道路〕と(2)〔建築基準法第42条第1項第1号に該当する幅員6m以上の道路〕は、下図のとおりです。



N ↑ 1/10,000	
凡	例
	地区計画区域 地区整備計画区域
	宮本台土地区画整理 事業区域
	(1)に該当する道路
	(2)に該当する道路

※ 上記(1)及び(2)の道路に「接していない敷地」とは、建築基準法第43条の規定で定められている数値に満たない敷地です。（一戸建ての住宅の場合、2m以上必要です。）

※ 適用の除外について

- ・基準時において、現に存する建築物、又は現に建築、修繕もしくは模様替えの工事中の建築物で、当該規定に適合しない建築物（以下「容積率の既存不適格建築物」という。）については、当該規定は適用されません。
- ・容積率の既存不適格建築物について、一定の範囲内で増築もしくは改築する場合、又は大規模の修繕もしくは大規模の模様替えをする場合についても当該規定は適用されません。

[基準時] : 平成12年 3月28日

3. 建築物の敷地面積の最低限度

敷地の細分化による市街地環境の悪化を防止するため、建築物の敷地面積の最低限度を商業地区においては100㎡、住宅地区においては135㎡とします。敷地を分割する場合、分割後の敷地が最低限度の面積よりも広くなければ建築物の敷地として利用することができません。（*）

ただし、市長が公益上必要でやむを得ないと認めた敷地については、この限りではありません。

*「敷地面積」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第1号に規定されている敷地の水平投影面積をいいます。ただし、建築基準法第42条第2項の規定によって道路の境界線とみなされる線と道との間の部分の敷地は算入しません。

※ 適用の除外について

- ・基準時において、現に建築物の敷地として使用されている土地で、当該規定に適合しないもの又は基準時において、所有権・借地権等を有する土地で、当該規定に適合しないもの（以下「既存不適格敷地」という。）について、その全部を一の敷地として使用するものについては当該規定は適用されません。

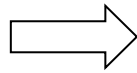
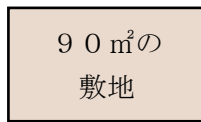
[基準時] : 平成12年 3月28日

○敷地面積の最低限度の適用の考え方（敷地面積の最低限度100㎡の場合）

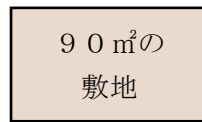
※商業地区を例としていますが、住宅地区も数値以外は考え方は同じです。

(1) 100㎡未満の敷地を分割せずに利用

(地区計画施行前)



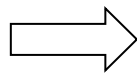
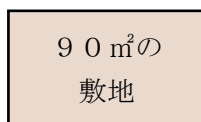
(地区計画施行後)



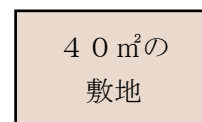
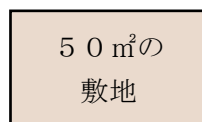
建築物の敷地として利用できます。

(2) 100㎡未満の敷地を分割して利用

(地区計画施行前)



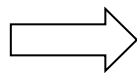
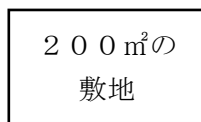
(地区計画施行後)



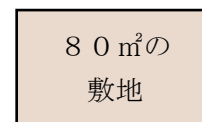
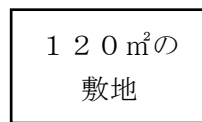
どちらも建築物の敷地として利用できません。

(3) 100㎡以上の敷地を100㎡以上と100㎡未満に分割して利用

(地区計画施行前)



(地区計画施行後)

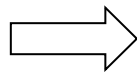
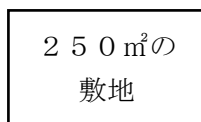


建築物の敷地として利用できます。

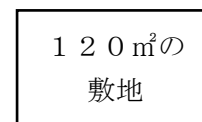
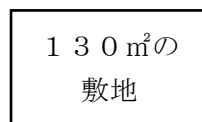
建築物の敷地として利用できません。

(4) 100㎡以上の敷地を全て100㎡以上に分割して利用

(地区計画施行前)



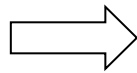
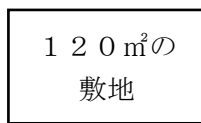
(地区計画施行後)



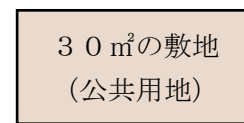
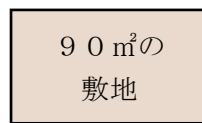
建築物の敷地として利用できます。

(5) 100 m²以上の敷地の一部が公共事業等の施行等により敷地面積が減少し、100 m²未満での利用

(地区計画施行前)



(地区計画施行後に公共事業等により面積減少)

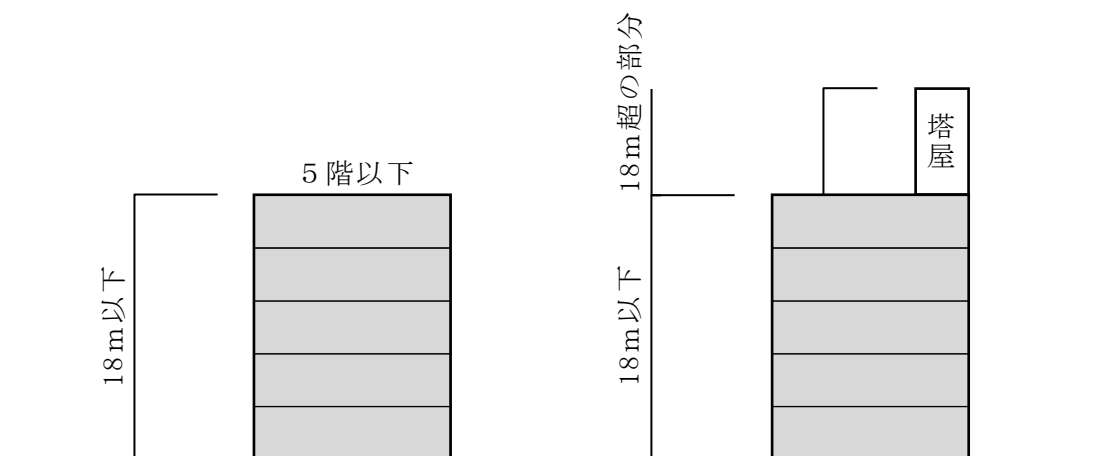


建築物の敷地として利用できます。

4. 建築物等の高さの最高限度（商業地区のみ）

土地利用の増進を考慮しつつ、都市景観の形成、日照、採光の確保等を図った良好な環境の街区が形成又は保持していくことを目的として、商業地区においては、建築物の高さの最高限度を18 m、かつ、地階を除く階数の最高限度を5とします。

なお、建築物の高さの算定は、建築基準法施行令第2条第1項第6号によるものとします。



・建築物の最高の高さは18 m以下、かつ、地階を除く階数は5以下です。

・階段室等で建築基準法による条件に合えば建築可能です。

※ 適用の除外について

- ・基準時において、現に存する建築物、又は現に建築、修繕もしくは模様替えの工事中の建築物で、当該制限に適合しない建築物（以下「高さの既存不適格建築物」という。）については、当該規定は適用されません。
- ・高さの既存不適格建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合については当該規定は適用されません。

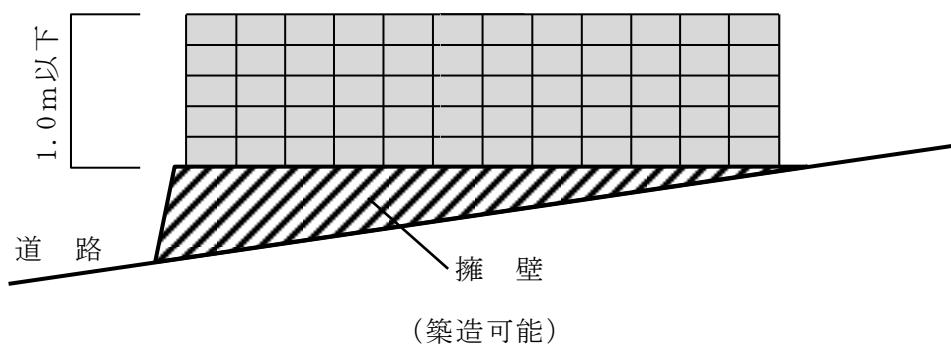
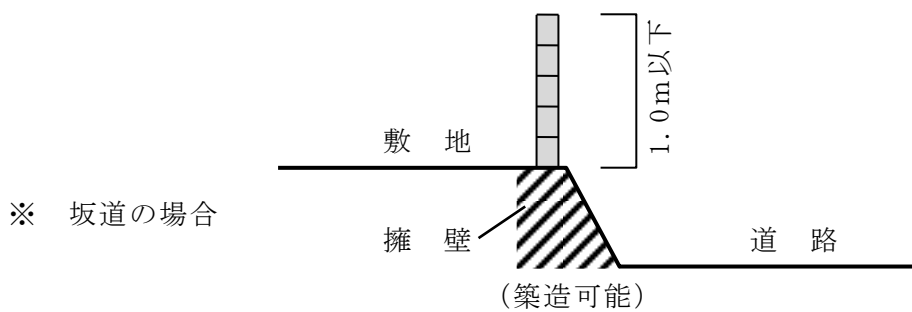
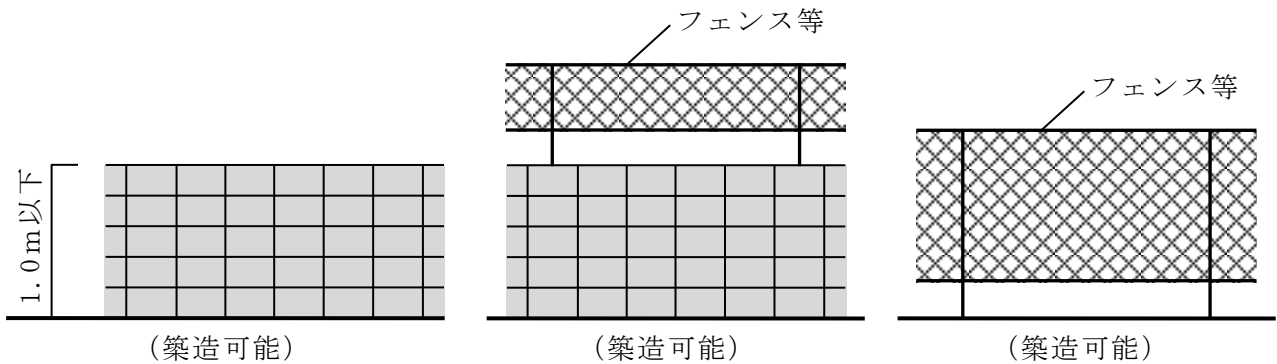
[基準時]：平成12年 3月28日

5. かき又はさくの構造の制限

緑豊かで災害に強い街並みを形成するため、道路に面する部分にかき又はさく（門柱及び門扉を除く）を設ける場合は、次に掲げる条件に合致するようにしてください。

- ア. 生垣、竹垣
- イ. 鉄柵、金柵（共に透視可能なフェンスとする）
- ウ. コンクリートブロック造、石造等の塀を設置する場合には、地盤面からの高さを1.0m以下とする。

(例)

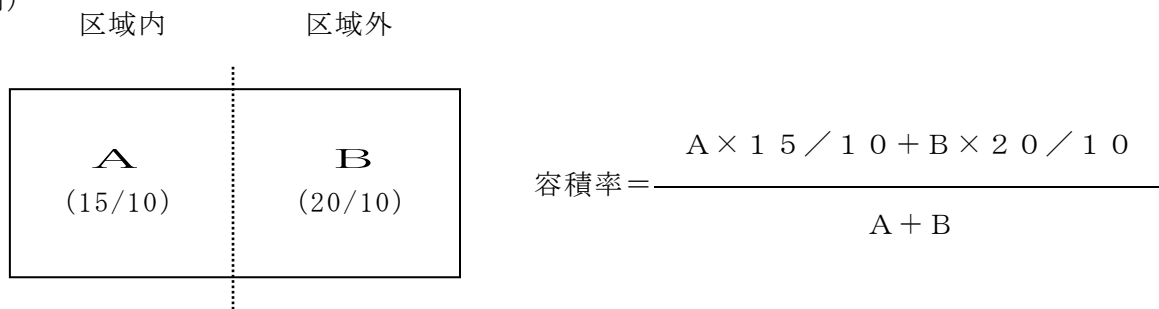


6. 敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合等の取り扱いについて

敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合や地区整備計画区域内の2つ以上の地区にわたる場合には、次のように取り扱います。

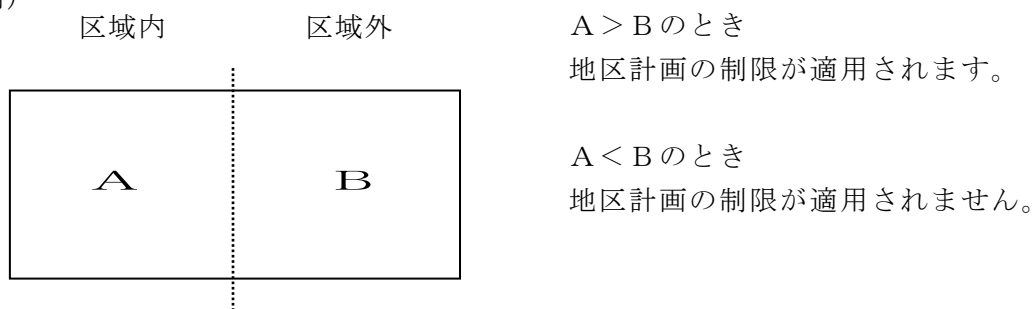
- (1) 「容積率の最高限度」については、区域内外(地区の区分)の敷地の部分ごとに加重平均して得た値以下でなければなりません。

(例)



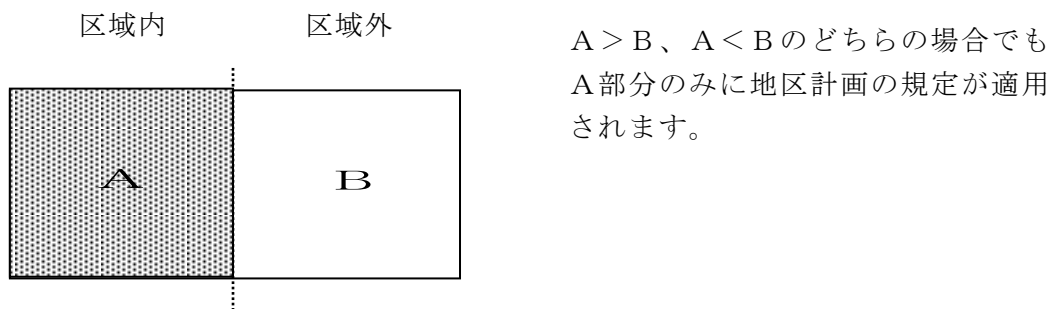
- (2) 「建築物等の用途の制限」「建築物の敷地面積の最低限度」については、敷地の過半が地区計画区域内にあるときにこの規定を適用します。

(例)



- (3) 「建築物等の高さの最高限度」「かき又はさくの構造の制限」については、敷地が地区計画区域内に位置する部分のみにこの規定を適用します。

(例)



7. 手続きについて（都市計画法〔昭和43年法律第100号〕第58条の2）

(1) 地区計画の区域内における行為の届け出

- ① 本地区地区計画の区域内において次の行為を行う場合には、工事に着手する30日前までに都市計画課へ届け出が必要となります。

また、建築基準法第6条第1項の規定による建築確認申請が必要な場合は、建築確認申請前に地区計画に関する手続きを終えてください。

建築確認申請以外の手続きについては、地区計画の手続きと並行しても差支えありません。

【届出が必要な場合】

ア. 土地の区画形質の変更

道路の新設等、土地の造成を行うもの

イ. 建築物の建築、工作物の建設

建築物の新築・増改築・移転、工作物の建設を行うもの

ウ. 建築物等の用途の変更

建築物等の用途を変更するもの

【届出に必要な書類】

次に掲げる書類を正本、副本用として2部提出してください。

- ・地区計画の区域内における行為の届出書（第1号様式）
- ・委任状（代理人をたてる場合）
- ・付近見取図（縮尺：2，500分の1）
- ・配置図（縮尺：100分の1程度）
- ・敷地求積図
- ・建物求積図
- ・各階平面図（縮尺：50分の1程度）
- ・立面図（2面以上のもので縮尺：50分の1程度）
- ・かき・さくに関する図面
- ・その他市長が必要と認める書類

※ 既存不適格敷地として上記の届け出をする場合は、経緯の確認のため、その敷地の公図の写し及び登記事項証明書、又は基準時に存在した建築物の敷地面積がわかる資料を添付してください。

※ 用途（容積率）の既存不適格建築物として増改築等をする場合は、経緯の確認のため、基準時に存在した建築物の用途（容積率）がわかる資料（確認済証等）を添付してください。

- ② 上記により提出していただいた届け出が地区計画の内容に適合することを確認したときは、後日「地区計画の区域内における行為の届出に関する適合通知書（第2号様式）」を副本に添えて申請者にお渡しします。

※ 届け出から適合通知書の発行までには、およそ10日前後の日数がかかります。

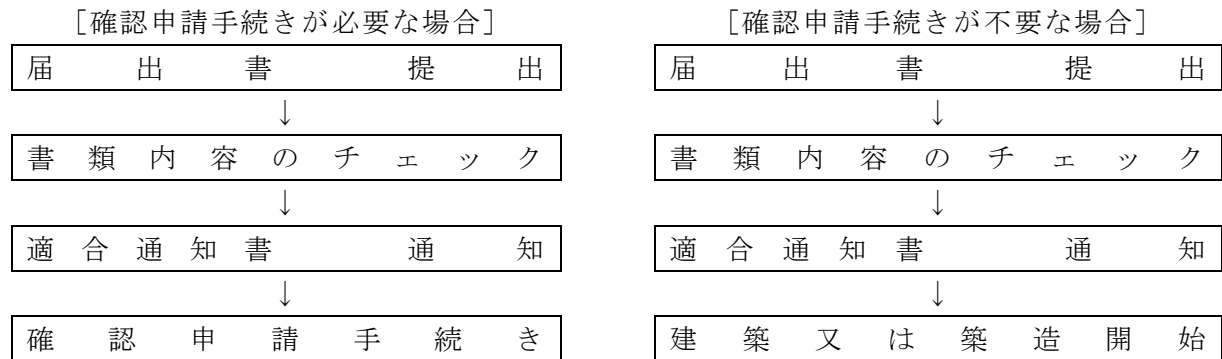
(2) 届け出内容の変更

届け出行為終了後に届け出内容に変更が生じた場合には、「地区計画の区域内における行為の変更届出書（第3号様式）」を提出してください。

届け出が地区計画の内容に適合することを確認したときは、後日「地区計画の区域内における行為の変更受理通知書（第4号様式）」を申請者にお渡しします。

(3)

【手 続 き フ ロ ー 図】



(4) 届出書の記入方法

届出書（第1号様式）の記入は、下記の例を参考にしてください。

工事に着手する
30日前までに

第1号様式

地区計画の区域内における行為の届出書

〇〇年 〇月 〇日

船橋市長 あて

届出者 住所 船橋市湊町〇-〇〇-〇〇
電話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇
氏名 船 橋 太 郎

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、{ 土地の区画形質の変更 **建築物の建築**又は工作物の建設・建築物等の用途の変更・建築物等の形態又は意匠の変更・木竹の伐採 } について、下記により届け出ます。

記

1. 行為の場所 船橋市東船橋〇-〇〇〇〇-〇 (←地番を記入)

2. 行為の着手・完了予定日 (着手) 〇〇年 〇月 〇日 (完了) 〇〇年 〇月 〇日

3. 設計又は施行方法 木造 地上2階

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積			m ²
(2) 建又は建築物の概要	(1) 行為の種別 (建築物の建築) 工作物の建設) ・ (新築) 改築・増築・移転)				
	(ロ)	届出部分	届出以外の部分	合計	
	(i) 敷地面積	/		160.00 m ²	
	(ii) 建築又は建設面積	56.00 m ²	0 m ²	56.00 m ²	
	(iii) 延べ面積	120.00 m ²	0 m ²	120.00 m ²	
(iv) 高さ	(v) 用途 専用住宅				
地盤面から 7.850 m		(vi) かき又はさくの構造 コンクリートブロック3段+フェンス(透視可)			
(3) 建築物等の用途の変更		(イ) 変更部分の延べ面積			m ²
		(ロ) 変更前の用途		(ハ) 変更後の用途	
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更		変更の内容			
(5) 木竹の伐採		伐採面積			

※(注) 下欄は記入しないで下さい

共同住宅の共用部分等、容積率不算入の面積がある場合は、容積対象延べ面積も記入してください。

【記載上の注意】

1. 届出者が法人である場合の氏名は、その法人名称及び代表者の氏名を記載すること。
2. 建築物の用途の変更について、変更部分が2以上あるときは、各部分毎に記載すること。
3. 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
※『意匠の制限』が定められている場合は、外壁色の記載が必要です。当届出書には記載欄がありませんので、立面図に色名を記載してください。
4. 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行なおうとするときには、一の届出書によることができる。

変更届出書（第3号様式）の記入は、下記の例を参考にしてください。

変更部分の工事に着手する30日前までに

〇〇年 〇月 〇日

第3号様式

地区計画の区域内における行為の変更届出書

船橋市長 あて

届出者 住所 船橋市湊町〇-〇〇-〇〇
電話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇
氏名 船 橋 太 郎

都市計画法第58条の2第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

適合通知書交付日の日付ではなく、届出日を記入してください。

1. 行為の場所 船橋市東船橋〇-〇〇〇〇-〇 (←地番を記入)

船都計第

2. 当初の届出年月日及び適合通知書の番号 (届出) 〇〇年〇月〇日 (適合通知書番号) 〇〇号

3. 変更部分に係る行為の着手予定日 〇〇年〇月〇日

4. 変更部分に係る行為の完了予定日 〇〇年〇月〇日

5. 変更の内容

(内容) 建築面積 (変更前) 56.00 m² (変更後) 57.90 m²

(内容) 最高高さ (変更前) 7.850m (変更後) 7.900m

(内容) (変更前) (変更後)

(内容) (変更前) (変更後)

※ (注) 下欄は記入しないで下さい

【記載上の注意】

- 届出者が法人である場合の氏名は、その法人名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 建築物の用途の変更について、変更部分が2以上あるときは、各部分毎に記載すること。
- 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
※『意匠の制限』が定められている場合は、外壁色の記載が必要です。当届出書には記載欄がありませんので、立面図に色名を記載してください。
- 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行なおうとするときには、一の届出書によることができる。

地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

船橋市長 あて

届出者 住所
電話
氏名

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、{ 土地の区画形質の変更・建築物の建築又は工作物の建設・建築物等の用途の変更・建築物等の形態又は意匠の変更・木竹の伐採 } について、下記により届け出ます。

記

1. 行為の場所

2. 行為の着手・完了予定日(着手) 年 月 日 (完了) 年 月 日

3. 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積			m ²
建又建築は設 物工 の作 建物 築の 概要	(イ) 行為の種別(建築物の建築・工作物の建設)・(新築・改築・増築・移転)				
	(ロ)	届出部分	届出以外の部分	合計	
	(i) 敷地面積			m ²	
	(ii) 建築又は建設面積	m ²	m ²	m ²	
	(iii) 延べ面積	m ²	m ²	m ²	
	(iv) 高さ 地盤面から m	(v) 用途 (vi) かき又はさくの構造			
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積				m ²
	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途			
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容				
(5) 木竹の伐採	伐採面積				m ²

※(注) 下欄は記入しないで下さい

上記の届出事項について、当該地に定められている地区計画に適合しておりますので別紙により通知するものとしてよろしいでしょうか。

決裁責任者	文書分類記号	簿冊名		文書記号番号		
課長	H-00-00-064	地区計画区域内における行為の届出綴		都計届出第 号		
件名	地区計画の区域内における行為の届出に関する適合通知について					
決	課長	課長補佐	係長	係員		公印使用承認
裁						.
收受	.	起案	.	決裁	.	施行
所属課	都市計画課	起案者	(職名)	(氏名)	(電話)	

地区計画の区域内における行為の変更届出書

年 月 日

船橋市長 あて

届出者 住所
電話
氏名

都市計画法第58条の2第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1. 行為の場所

2. 当初の届出年月日及び適合通知書の番号（届出） 年 月 日（適合通知書番号）

3. 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4. 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

5. 変更の内容

（内容） （変更前） （変更後）

（内容） （変更前） （変更後）

（内容） （変更前） （変更後）

（内容） （変更前） （変更後）

※（注）下欄は記入しないで下さい

上記の届出事項について、当該地に定められている地区計画に適合しておりますので別紙により通知するものとしてよろしいでしょうか。

決裁責任者	文書分類記号	簿冊名	文書記号番号				
課長	H-00-00-064	地区計画区域内における行為の届出綴	都計届出第 号				
件名	地区計画の区域内における行為の変更受理通知について						
決	課長	課長補佐	係長	係員	公印使用承認		
裁					.		
收受	.	起案	.	決裁	.	施行	.
所属課	都市計画課	起案者	(職名)	(氏名)	(電話)		

- “JR東船橋駅周辺地区地区計画運用方針” についてご質問、
ご相談などがありましたら下記までお問い合わせください。

船橋市建設局都市計画部都市計画課
〒273-8501 船橋市湊町2丁目10番25号
TEL 047-436-2524
FAX 047-436-2544

平成12年	3月28日	発行
平成13年	3月30日	改訂
平成22年	4月1日	改訂
平成28年	6月23日	改訂
平成30年	4月1日	改訂
令和3年	2月1日	改訂
令和3年	4月1日	改訂
令和4年	4月1日	改訂